

平成 30 年 9 月 26 日

えるぼし認定通知書交付式を行いました。

厚生労働省では、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主を「女性の活躍推進企業」として認定する制度（えるぼし認定制度）を平成 28 年 4 月 1 日から実施しています。

このたび、鳥取労働局（局長 丸山陽一）では、鳥取県内で初めて、下記 2 社を「えるぼし認定企業」として、認定しました。



株式会社鳥取銀行



社会福祉法人あすなろ会

